

## 浮蓋構造の屋外タンクの基準 - 西日本防災システム

### 基準 B

一枚板構造告示(2万kl以上・2万kl未満でHc2.0以上)以外

#### 《浮蓋の構造》

- ◎厚さ3.2mm以上の鋼板
- ◎相隣接する二つの室、浮屋根以外の部分が破損しても沈まない構造
- ◎室にはマンホールを設ける。  
破損による浮屋根の傾斜又は250mmに相当する水が滞留した場合においても当該マンホールから室内に危険物又は水が入らない。風や地震等によって離脱しない。
- ◎通気管を設ける。
- ◎回転を防止する設備を設ける。
  
- ◎外周縁の被覆
  
- ◎発火防止措置
  
- ◎静電気防止措置を設ける

#### 《可燃性蒸気の排出設備》

- ◎可燃性蒸気の排出設備を設ける(不活性ガス封入設備があるものを除く。)

#### 《浮蓋の状態を点検する設備》

- ◎浮蓋の状態を点検する設備を設ける(不活性ガス封入設備があるものを除く。)

#### 《経過措置 等》

- ◎下記①又は②を満たす場合は新基準を適用しません
  - ① 既存タンクで引火点が40度以上の場合は可燃性蒸気を検知する設備を設置
  - ② 既存タンクで引火点が40度未満の場合は不活性ガス充填及び可燃性ガスを検知する設備を設置

上記以外のタンクについての経過措置は平成36年3月31日



西日本防災システム  
NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社top pageへ